

□■受験対策ミニ講座 13号 2019□■

12月も半ばです。受験票はお手元に届きましたか？15日を過ぎても届かない人は、試験センターに問い合わせましょう。試験準備はこれから佳境に入ります。寒さに負けないよう、うがい・手洗いは入念に、栄養と休息を充分にとり、体力と知識を蓄えていきましょう。

今回も得点に結びつきやすい特徴的な事例問題のタイプと、取り組み方についてとりあげます。これからモリモリ実力をつけていく際の参考にしてください。

【30回 53 社会保障】 \_\_\_\_\_

事例を読んで、労働者災害補償保険（労災保険）に関して、最も適切なものを1つ選びなさい。

（事例）Aさんは正社員として建設会社に就職した。正社員は他に7名いて、アルバイトとして学生のBさんが雇われている。Aさんは業務上の事由により右足を骨折してしまった。

- 1 この会社は、正社員が10名以下なので労災保険は適用されない。
- 2 Bさんは、学生なので労災保険の適用対象にならない。
- 3 骨折した事故が労災認定された場合、療養の給付について、Aさんに自己負担はない。
- 4 骨折した事故が労災認定された場合、Aさんが治療のため会社を休み、賃金が得られなくなった初日から休業補償給付を受けることができる。
- 5 会社が労災保険の保険料を滞納していた場合、Aさんは、労災保険の給付を受けることができない。

正解と解説は最後に記載しています。

■Plus Column . . . . .

【こんな場合はどの制度】

国家試験二つ目の事例問題は、7番目の「社会保障」で登場します。法律や制度についての知識が問われるので、「制度型事例問題」と名付けましょう。

こういう事態が発生した時、どんな制度が活用できるか、という問題です。ある程度の知識が必要とされますが、ごく基本的な内容が多いようです。私たちは弁護士や法律家になるわけではないので、法律の文章を丸暗記する必要はありませんが、ソーシャルワークの現場に即して理解しておくことが必要です。

学習中にこのような問題に出会ったら、様々なことを想定してみましょう。例えば今回の過去問ならば、労災は、外国人労働者にも適用される？非正規雇用者は？パートタイマーは？日雇い労働者は？高校生のアルバイトは？等々、問題意識を広げて学習するのです。これは「寄り道」ではなく、「合格への近道」です。国家試験は「同じ問題は決して出ないが、似たような問題は必ず出る！」からです。ちなみに、上記の人たちにはすべて労災が適用されます。

さらに、労災保険には通勤災害も含まれます。例えば、雇用された初日、会社に到着するまでの間に事故や災害に遭った場合にも適用されます。まだその会社で仕事をしていなくても、休業4日目から休業給付、労災保険の指定医療機関で治療を受ける場合には療養給付が受けられます。労災保険の保険料は事業主のみが負担し、労働者には保険料負担がないことから「まだ給料をもらっていない労働者」にも労災保険が適用されることが理解できると思います。

このような「制度型事例問題」は、低所得・高齢・障害・児童の各分野でも出題されます。「社会保障」では労災保険の他、医療保険、年金制度、育児・介護休業制度等についても、事例に基づいた出題があります。色々な場合を想定したケース・スタディをしておく、確実に実力がUPします。

【30回 53：解説と正解】

- 1 × 労働者を一人でも雇用していれば、労災保険が適用されます。
- 2 × 労災保険はすべての労働者が対象。労働者は守られているのです。
- 3 ○
- 4 × 休業4日目から、給付日額の60%相当の金額が支給されます。この数字は覚えておきましょう！
- 5 × 事業主が滞納していた場合も、労働者に対する保険は給付されます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus

発信者： 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会